

基本検査運用ガイド
定期事業者検査に対する監督
(BM0020_r3)

原子力規制庁
原子力規制部
検査監督総括課

1 監視領域

大分類：「原子力施設安全」

小分類：「発生防止」「拡大防止・影響緩和」「閉じ込めの維持」「重大事故等対処及び大規模損壊対処」「公衆に対する放射線安全」「従業員に対する放射線安全」（実用炉、研開炉、試験炉、再処理、加工）

「臨界防止」「拡大防止・影響緩和」「閉じ込めの維持」「非常時の対応」「公衆に対する放射線安全」「従業員に対する放射線安全」（貯蔵、管理）

検査分野：「施設管理」

2 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 16 第 2 項（原子力施設の種別毎の条項は表 1 に示す）に基づき、事業者が原子力施設の異常状態の発生防止、異常状態の影響緩和及び放射性物質の閉じ込め維持などの安全機能を確保するため、安全上重要な機能を有する設備、系統、機械及び器具（以下「機器等」という。）に対して定期事業者検査を実施し、当該機器等が技術基準に適合していることを確認することが求められている。（定期事業者検査（以下「事業者検査」という。）の運用の詳細については「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（GS1001）」（以下「保安措置ガイド」という。）による。）

本検査において、法第 67 条の 2 に規定する原子力検査官（以下「検査官」という。）は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号ロに規定されている事項（事業者検査）のうち、原子力施設の種別毎に表 2 に示す施行規則条項に規定されている事業者検査の実施状況を監督し、客観的な検査データのレビュー、現場での監視活動等をとおして、事業者の安全活動が確実に継続的に行われていることを以下の点に着目して確認する。

- (a) 定期事業者検査の対象である機器等の性能又は機能が規制要求に適合していることを確認するために、事業者により科学的・技術的な根拠に基づく検査方法、判定基準等が設定され、品質マネジメントシステムに沿って事業者検査実施要領書（以下「検査要領書」という。）が策定され、定期的な実施が計画されていること。
- (b) 事業者により上記(a)の検査要領書に従って適切な範囲、時期、方法等で定期事業者検査が行われ、機器等の安全機能に係る技術基準に適合していることが確認されていること。
- (c) 定期事業者検査で検出された問題について、事業者により不適合及び安全上の問題が適切に特定され、事業者の不適合管理及び是正処置プログラムにおいて適切に処理されていること。また、事業者により運転経験反映、国内外の他施設のトラブル情報等が反映され、遅延なく未然防止処置が行われていること。

3 検査要件

3.1 検査対象

事業者検査の対象施設については全て検査対象となり得るが、本検査では限られた数の検査対象（サンプル）を選定し、それらの対象について検査を実施すること（サンプリングベースの検査の実施）とする。サンプル選定に際しては、監視領域（小分類）「発生防止」、「影響緩和」、「閉じ込めの維持」に係る安全機能を有する機器等のうち、リスク情報等を活用して安全上の重要性が高い機器等又は改造、修理、トラブル等の理由により系統構成の変更作業が行われた機器等を検査対象として選定する。なお、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉」という。）においては、クラス1、2、3機器、原子炉格納容器及び重大事故等クラス1、2、3機器に係る供用期間中検査については別に定める検査運用ガイド（BM1050）に基づき行うものとする。

検査目的に照らし検査が必要と判断される場合には、上記検査対象以外から選定してもよい。

なお、炉心特性に係る検査（燃料集合体炉内配置検査、原子炉停止余裕検査、炉物理検査）及び原子炉格納容器の閉じ込め性に係る検査（原子炉格納容器漏えい率検査、原子炉格納容器隔離弁機能検査）については、B01030「原子炉起動・停止」を使用する。

3.2 検査の体制、頻度及びサンプル数

検査は、表5の検査要件のまとめ表に示す検査体制、頻度、サンプル数及び時間を目安に行う。

4 検査手順

4.1 情報収集

各検査共通事項

立会い項目の選定及び立会い方法の検討に資するために、情報へのフリーアクセス、事業者の会議等への陪席又は事業者への情報提供依頼を通じて、個々の機器等に関する検査に必要な情報、施設の環境情報その他検査に必要な情報を入手する。

以下は、入手する実用炉データの例を示す。核燃料施設はこれに準じた情報を入手すること。

(1) 機器等に関する情報

- ①各事故シーケンスのリスクに対する寄与度
- ②中期的、短期的な各機器等の状態及びリスクに対する寄与度（例えば、ファッセルベズレイ（FV）重要度及びリスク増加価値（RAW）の高い機器等のリスト）
- ③機器等に係る決定論的重要度分類
- ④運転、試験、保守、改造などの系統構成の変更を伴う作業の履歴及び工程
- ⑤当該機器等に係る他の機器等への波及的影響に関する情報

- ⑥過去に実績のない新たな技術・工法・構造等を導入する場合の詳細情報
- ⑦事業者検査を行う機器等に係る運転経験に基づく国内外の他施設のトラブル等の反映情報（当委員会からの指示事項を含む。）。
- ⑧過去の検査における気付き事項、指摘事項及び不適合・是正処置・未然防止処置等の情報
- ⑨事業者検査の検査工程（検査場所、検査項目を含む）
- ⑩検査要領書
- ⑪作業指示書、調達仕様文書、技術文書、系統図、単線結線図、ブロック図

(2) 環境情報

- ①施設運転状態とこれに対応するリスク情報
- ②各機器等の状態に関する情報
- ③リスクの高まりに対応し、事業者が行っている補完的措置
- ④施設の放射線管理等に関する情報
- ⑤施設の作業用通路、安全避難通路及び足場設置状況等に関する情報

(3) その他検査に必要な情報

- ①品質マネジメントシステム関連文書
- ②保安規定、運転手順書
- ③安全性向上評価の結果等
- ④事業者検査プロセスの妥当性を評価した記録（検査方法の妥当性、記録の信頼性を含む。）

4.2 立会い対象の選定及び検査前確認

以下は、各検査共通事項。

- (1) 法 43 条の 3 の 16 第 3 項及び規則第 57 条の 3 に基づき事業者から報告（以下「事業者検査報告」という）を受けた際、検査官は、規則第 57 条の 3 第 2 項から第 6 項及び保安措置ガイドに規定する報告書及び添付書類が提出されていることを確認する。
特に、規則第 57 条の 3 第 3 項第 1 号から第 7 号に規定した書類は、保安措置ガイドに基づき記載されていることを確認する。
なお、検査運用ガイド（BM0060 保全の有効性評価）において、保全計画の妥当性が確認される場合、相互に過去の確認結果を共有することとする。
- (2) 上記データに基づき機器等の安全上の重要度、波及的影響に加え、過去の検査官による監視活動の結果並びに不適合処置、是正処置及び未然防止処置を踏まえて特に必要と判断される機器等を考慮しつつ、立会う機器等を選定する。

4.3 検査実施

検査官は、検査要領書等の関連書類の確認、事業者及び関係者に対する質問並びに現

場への立会い等により、以下の事項について、事業者検査の適切性を確認する。

(1) 開放、分解等検査（規則第 56 条第 1 項第 1 号に規定する方法による検査。以下同じ。）

①検査開始前の確認事項

- (a) 検査要領書が適切に定められていること。（判定基準の根拠は、原子炉設置（変更）許可申請書（事業指定、事業許可申請書）、設計及び工事の計画（変更）認可申請書、同届出書、過去の検査要領書及び検査記録若しくは保安規定に記載されている当該性能・機能に係る数値、技術基準又は適用可能な規格によるものであること。）
- (b) 保全計画又は点検計画における検査対象範囲、検査項目及び実施時期と整合していること。
- (c) これまでの検査及び他施設での知見（当委員会からの指示事項を含む。）を、社内規定に基づき、必要に応じて反映していること。
- (d) 検査に係る不適合については、除去が完了していること。
- (e) 検査実施体制（責任・権限の明確化含む）が構築され、検査の独立性が確保されていること。
- (f) 当該検査に係る要員は、必要な力量を有していること。
- (g) 所要の校正・適切性確認を行った検査用機器・計器を使用していること。

②検査中の確認・監視事項

- (a) 検査要領書に従って検査を実施し、技術基準に適合していることを確認していること。
- (b) 現場においてデータ採取、異常の検知等が適切に行われていること。
- (c) 機器等に係る隔離、系統構成、検査及び復旧までの工程管理が適切に行われていること。

③検査終了後の確認事項

- (a) 検査結果を検査要領書の判定基準に照らして適切に判定し、技術基準に適合していることを確認していること。
- (b) 不適合があった場合、不適合管理の手続きに沿った対応が行われていること。
- (c) 検査結果の記録が作成され、関係者による確認がなされ、管理された状態で保管されていること。

(2) 機能、性能検査（規則第 56 条第 1 項第 2 号に規定する方法による検査。以下同じ。）

①検査開始前の確認事項

4.3(1)①の(a)から(g)に加えて、以下の事項を確認する。

- (a) 機能、作動検査を行う系統構成等は検査要領書どおりで、検査目的に照らして適切であること。

②検査の確認・監視事項

4.3(1)②の(a)から(c)に加えて、以下の事項を確認する。

- (a) 測定データの有効桁数の処理にあつては、判定基準に鑑みて適切に定められており、それに従い行われていること。
- (b) 検査データの測定時期及び測定点は、検査要領書のとおりで適切であること。
- (c) 事業者がサンプリングを適用する場合は、適切な根拠に基づく方法であること。

③検査終了後の確認事項

4.3(1)③の(a)から(c)に加えて、以下の事項を確認する。

- (a) 検査データを計算等により処理した結果で判定する場合は、計算等の処理の妥当性を確認していること。
- (b) 判定基準に係る検査データ以外に、判定するうえで間接的に影響を与える運転パラメータ等を確認していること。

4.4 問題の特定と解決に関する確認

- (1) 検査官は、機器等に関する問題が発生した場合、または、検査官が機器等及び事業者検査に関する問題を検出した場合、事業者の品質マネジメントシステムに係る不適合管理、是正処置及び未然防止処置の活動が適切に実施されていること（特に、問題の特定、解決及び重要度分類について）を追加して確認する。なお、原子力規制検査の基本検査のうち品質マネジメントシステムの運用（BQ0010）及び他の基本検査において、上記事業者検査に関する問題の特定と解決に係る活動状況を確認している場合は、当該検査をもって本項目に換えることができる。
- (2) 過去に実施した事業者検査における検査官の気付き事項等が、事業者の不適合管理及び是正処置においてどのように扱われているか確認する。
- (3) 機器等の工事に係る調達品の組立て、納入、据付、施工、検査等の調達を受注した業者から報告された不適合事象、是正処置及び未然防止処置がある場合、事業者の品質マネジメントシステムに係る改善活動が適切に実施されていること（特に、問題の特定、解決及び重要度分類について）を確認する。
- (4) 国内外のトラブル事象の発生に伴い未然防止の観点で、事業者検査の方法等に係る改善の要否について評価し、改善が必要と判断した事象についての反映状況を確認する。
- (5) 基本検査の実施期間内における事業者検査に関連する安全活動（工事の施工、検査等）に係る不適合等の履歴全般からサンプリングし、不適合管理、是正処置及び未然防止処置が適切に行われていることを確認する。上記(1)のなお書きについては本事項についても適用する。
- (6) 本検査実施時、事業者検査の対象範囲以外の範囲において検査官が検出した問題点、上記(1)、(3)及び(5)で確認した不適合管理、是正処置及び未然防止処置については、都度、他検査に係る検査官に引き継ぐこととする。

5 検査手引

4.3の検査の実施に際して、留意する事項は以下のとおりである。

5.1 検査前確認又は事業者検査報告の内容確認に関する留意事項

- (1) 規則第57条の3第1項第一号（原子力施設の種別毎の条項は表3に示す。）の時期に提出される事業者検査報告については、以下の事項を確認する。
 - ①事業者検査報告の本文及び添付書類は、規則第57条の3第2項から第6項に規定するものであること。
 - ②当該報告に係る保全サイクルに実施する事業者検査項目及び実施時期を明確に記載し、下述④の保全計画と整合していること。
 - ③施設管理の目標として、施設レベル及び系統レベルの指標及び目標値が設定され、実績値を踏まえ評価が行われていること。
 - ④施設管理の実施に関する計画（保全計画）のうち、点検計画（機器・系統ごとの点検項目、点検の方法、点検の実施頻度、点検の時期、行政指導文書・長期施設管理方針（実用炉及び研開炉にあつては長期施設管理計画）に基づく点検計画、関連する事業者検査項目等を明記）を策定していること。
 - ⑤事業者検査の判定方法として、一定の期間の設定及び技術基準への適合維持を判定する方法に関する基本的な考え方を明確にしていること。
 - ⑥事業者検査での判定における一定の期間の設定・変更において考慮した事項として、
 - ①原子力施設に係る点検、検査又は取替えの結果の評価（有意な劣化の有無）、②①の劣化の劣化傾向の評価、③研究成果等による評価、④類似する機械又は器具の使用実績（材料及び使用環境の相違を踏まえたもの）による評価の結果を明確にしていること。
 - ⑦施設管理目標及び保全計画の評価については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも保安措置ガイドVI. 5. i～viの項目の最新情報を収集し、評価していること。当該評価は、各機器等に関する責任を有する者で構成する体制を構築した上で実施されていること。
 - ⑧規則第56条第2項の一定の期間を設定、又は変更した事業者検査報告が提出された場合、規則第55条第2項に基づき、原子力規制検査において、規則同条同項に規定する発電用原子炉施設を構成する機械又は器具が一定の期間を満了するまでの間、技術基準に適合している状態を維持することを確認する必要がある、当該報告において以下の事項を確認する。
 - ・規則第56条第3項及び保安措置ガイドIII. 2. (2)に基づき、一定の期間が設定又は変更されていること。
- (2) 規則第57条の3第1項第二号の時期に提出される事業者検査報告については、以下の事項を確認する。
 - ・起動前に実施すべき検査が全て終了し、適合性確認が行われていることを確認す

る。

- (3) 法第 43 条の 3 の 16 第 3 項に基づき定期事業者検査が終了したときに提出される事業者検査報告については、以下の事項を確認する。

- ・当該保全サイクルに実施すべき検査が全て終了し、適合性確認が行われていることを確認する。

- (4) 規則第 56 条第 2 項に規定する一定の期間を原子力規制検査として確認する場合、以下の事項に留意して確認する。

- ①施設管理の重要度を踏まえて、以下の評価の妥当性を確認する。

- ・技術基準及び規格基準類との整合性
- ・行政文書への対応状況
- ・これまでの点検間隔等の妥当性評価
- ・過去のトラブル実績及び改善状況に係る評価状況
- ・劣化メカニズム整理表等を活用した時間依存性のある劣化事象、部位毎の評価、クリティカルな部位の抽出及び評価の状況

- ②一定の期間の設定又は変更に係る評価結果等の記録を確認し、規則第 56 条第 3 項及び保安措置ガイドⅢ. 2. (2) に規定された事項が考慮されていること。

- ③定期事業者検査の実施状況及び実施結果を確認し、事業者により技術基準に適合していることが確認されていることを確認する。

5.2 開放、分解等検査に関する留意事項

- (1) 事業者検査を行う必要のある施設及び範囲に対して、保安規定に基づく管理体制及び施設管理（最新の保全計画を含む。）の下、漏れなく検査計画を作成し、適切な時期及び方法により検査が行われていることを確認する。

また、保全の有効性評価において点検間隔又は頻度の変更され、事業者検査の一定の期間が変更された場合、実用炉則第 55 条第 2 項（原子力施設の種別毎の条項は表 4 に示す）に基づき原子力規制検査の結果が判定期間の判断に使用されるため、点検前データを含め点検実績、設定された点検時期及び頻度で問題が生じていない又は生じる恐れのないことを確認するものとする。なお、実用炉については検査運用ガイド（BM0060 保全の有効性評価）において、保全の有効性評価の範囲を確認している場合には、この範囲について当該検査を実施したものを見なすことができる。

- (2) 当該検査を実施するにあたって、検査体制（役割、権限含む。）、検査要領書の制定又は改訂状況、検査条件の設定状況等を確認していること。選定した機器等の検査等に係る調達管理が適切に行われているとともに、事業者検査の実施体制は施工部門の責任・権限から独立していることを確認する。
- (3) 漏えい試験の場合、系統構成が検査要領書のとおり、適切に設定されていることを確認する。
- (4) 漏えい（率）検査等を行うにあたり、最新の図面（系統図等）のとおり系統が構成

されていることを確認する。

- (5) 維持規格等に基づき、非破壊試験を行う者及び評価を行う者は力量を有する者であることを確認する。非破壊試験の有資格者が判定する検査の場合、その判断に基づいて事業者検査の判定が行われていることを確認する。非破壊試験において、検査不可範囲がある場合は記録又は図示していることを確認する。非破壊試験等において、有意な欠陥指示と疑わしきものが発見された際、過去のデータと比較し、評価していることを確認する。
- (6) 機器等に接近できない場合又は直接肉眼で確認できない場合は、テレビカメラ等を用いて適切に検査が計画され実施されていることを確認する。
- (7) 検査対象機器は分解、手入れ、清掃の後、開放、分解等検査が適切に実施できる場所に置かれ、かつ、目視確認ができる状況にあること。また、表面汚染があるものは原則、除染が行われ、可能な限り放射線レベルが低減されていること。検査場所の線量当量率や空气中放射性物質濃度等もあらかじめ確認する。
- (8) 取替部品については法令手続きが必要なものがあるので、その旨を事業者を確認する等、留意する。

5.3 機能、性能検査に関する留意事項

上記 5.2(1) 及び(2)に加え、以下の事項が挙げられる。

- (1) 事故、トラブル等に備えて安全機能を維持するための機器等について、事故、トラブル時の条件を模擬できないものについては、予めテストループに基づくデータを用いたシミュレーション解析等により流量特性が検証されたデータと比較しているかを確認する。
- (2) 定格流量試験時の条件で検査を実施できない場合等、判定基準が規格等によらずに定めている場合はその根拠が技術的及び経験的に適切であることを確認する。
- (3) 実機を使用した試験又は検査ができないものについては、実機と同等の条件を模擬し検証された試験用機器又は試験用ループ等を使用しているか確認する。(通常の運転時の条件と異なる条件で検査を行うことは望ましくない。)
- (4) 検査用機器・計器等を使用する検査のうち、入力から出力までの系統がループを構成するものはループ全体としての精度が管理されていることを確認する。
- (5) 安全保護系の系統機能検査(設定値を確認する検査)又は警報やインターロックを確認する検査等において、圧力、水位、中性子束、核計装、弁位置及び地震加速度等の測定箇所から機器の動作箇所までの回路を分割して検査する場合は、分割した検査範囲がそれぞれ重複していることを確認する。
- (6) 検査前準備において、インターロック等のジャンパー、リフトを行うものは、当該作業が適切に管理されていることを確認する。
- (7) 弁の開閉状態について、施錠、タグ等により管理されていることを確認するとよい。
- (8) ポンプの QH 曲線等を用いた事業者検査を確認する場合は、改造等による更新及び

再レビューの必要がないか確認する。

- (9) 検査データの測定及び記録採取をするにあたって、検査データの測定時期、測定ポイント、計算の処理等を明確にしているか確認する。(例：PWR 制御棒駆動機能検査では、出力波形からの時間計測方法の妥当性を確認しているか、BWR 制御棒駆動水压系機能検査では、スクラム時間について圧力補正の方法を定めているか、その圧力補正方法は起動試験・工場試験等のデータを用いる等適切なものか。)
- (10) 判定基準に係る検査データ以外に、判定するうえで間接的に影響を与える運転パラメータ等を確認し、記録することとしているか確認する。(例：検査対象ポンプの補機の動作確認を行っているか、ポンプ付属の重要補機のインターロック機能及び運転状態の確認を適切に行っているか。)
- (11) 燃料集合体の炉内配置を確認する検査の場合は、取替炉心の安全性が確認された炉心配置図と一致していることを確認する。
- (12) 停止余裕等の確認を行う検査等の場合、制御棒価値及び反応度停止余裕等の設計値が解析により算出されていることを確認する。

6 参考資料

- (1) 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド
- (2) JSME S NA1 「発電用原子力設備規格維持規格」 社団法人日本機械学会発行
- (3) JEAC4209 「原子力発電所の保守管理規程」 社団法人日本電気協会発行
- (4) JEAG4210 「原子力発電所の保守管理指針」 社団法人日本電気協会発行

○改正履歴

改正	改正日	改正の概要	備考
0	2020/04/01	施行	
1	2022/6/16	○記載の適正化	
2	2024/05/04	○記載の適正化	
3	2025/06/06	○運用の明確化 ○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）の一部の施行に伴う適正化	

表 1 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	規則名	保安のための措置に係る規則条項	保安規定記載事項に係る規則条項
実用発電用原子炉施設	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 55 条から第 57 条の 3 まで	第 92 条第 1 項第 18 号又は第 3 項第 18 号
研究開発段階発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第 52 条から第 55 条まで	第 87 条第 1 項第 18 号又は第 2 項第 18 号
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第 3 条の 8 から第 3 条の 12 まで	第 15 条第 1 項第 17 号又は第 2 項第 18 号
再処理施設	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 7 条の 9 から第 7 条の 11 まで	第 17 条第 1 項第 17 号又は第 2 項第 20 号
加工施設	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第 3 条の 9 から第 3 条の 13 まで	第 8 条第 1 項第 16 号又は第 2 項第 13 号
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第 12 条から第 16 条まで	第 37 条第 1 項第 16 号又は第 2 項第 16 号
廃棄物管理施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第 12 条から第 16 条まで	第 34 条第 1 項 15 号又は第 2 項第 17 号
第一種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 26 条から第 30 条まで	第 63 条第 1 項第 15 号又は第 2 項第 17 号
第二種廃棄物埋設施設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	—	—
使用施設等	核燃料物質の使用等に関する規則	—	—

表 2 関連する技術基準規則条項

原子力施設の種別	技術基準に関する規則条項
実用発電用原子炉施設	第 4 条から第 78 条まで
研究開発段階発電用原子炉施設	第 4 条から第 78 条まで
試験研究用等原子炉施設	第 5 条から第 70 条まで
再処理施設	第 4 条から第 51 条まで
加工施設	第 4 条から第 39 条まで
使用済燃料貯蔵施設	第 5 条から第 24 条まで
特定廃棄物管理施設	第 4 条から第 23 条まで
第一種特定廃棄物埋設施設	同上
第二種廃棄物埋設施設	—
使用施設等	第 4 条から第 27 条まで

表 3 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	条文番号
	定期事業者検査の報告
実用発電用原子炉施設	第 57 条の 3
研究開発段階発電用原子炉施設	第 55 条
試験研究用原子炉施設	第 3 条の 12
再処理施設	第 7 条の 7
加工施設	第 3 条の 11
使用済燃料貯蔵施設	第 16 条
廃棄物管理施設	第 16 条

表 4 関連する施行規則条項

原子力施設の種別	条文番号
	一定の期間
実用発電用原子炉施設	第 55 条
研究開発段階発電用原子炉施設	第 51 条
試験研究用原子炉施設	第 3 条の 10
再処理施設	第 7 条の 5
加工施設	第 3 条の 11
使用済燃料貯蔵施設	第 14 条
廃棄物管理施設	第 14 条

表5 検査要件まとめ表

01 実用炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	5	110 疑義があった場合 の事業者の対応等 に係る時間は含ま れない。	日常

02 研開炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	5	110 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	日常

03 試験炉

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	4	90 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	日常

04 再処理

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	5	110 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	日常

05 加工

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者	定期事業者検査の都	5	110 (MOX 加工)	日常

基本検査運用ガイド定期事業者検査に対する監督

	検査	度	(MOX 加工) 4 (ウラン加工)	90 (ウラン加工) 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	
--	----	---	--------------------------	--	--

06 貯蔵

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	3	65 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	日常

07 管理

ID	検査項目	検査頻度	サンプル数	合計時間[h]	検査体制
01	定期事業者 検査	定期事業者検査の都 度	3	65 疑義があった場合の 事業者の対応等に係 る時間は含まれな い。	日常